

(2) センターにおける収容頭数及び措置状況

①収容状況

単位：頭・匹

		引取		負傷 収容	保健所からの搬入		計	前年度か らの継続 飼養
		所有者	拾得者		紀北4保健所	紀南4保健所		
犬	成	0	2	0	73	68	143	19
	幼	0	0	0	5	4	9	5
	計	0	2	0	78	72	152	24
猫	成	1	5	1	114	85	206	13
	幼	0	65	1	426	258	750	5
	計	1	70	2	540	343	956	18
そ の 他	成	0	0	0	0	0	0	1
	幼	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	1

\*引取：動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の収容（所有者からの引取、拾得者からの引取）

\*「幼」：収容時に生後90日齢以下のもの（推定含む。以下同じ）

\*保健所からの搬入：保健所に収容された犬猫のうち、返還されなかった犬猫をセンターへ搬入する。

\*紀北4保健所（橋本、岩出、海南、湯浅）

\*紀南4保健所（御坊、田辺、新宮、串本）

②措置状況

単位：頭・匹

		返還		引取取り 下げ	譲渡	自然死	殺処分	計	次年度へ 継続飼育
		狂犬病	動愛法						
犬	成	11	9	0	9	16	98	143	19
	幼		0	0	8	1	4	13	1
	計	11	9	0	17	17	102	156	20
猫	成		0	0	6	70	140	216	3
	幼		0	0	107	309	330	746	9
	計		0	0	113	379	470	962	12
そ の 他	成		0	0	0	1	0	1	0
	幼		0	0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	1	0	1	0

\*返還：「狂犬病予防法」に基づき保護した犬を飼い主に返還するもの、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき収容した犬ねこを飼い主に返還するもの